

公益財団法人大分県産業創造機構役員等の報酬及び費用弁償規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人大分県産業創造機構の役員等の報酬及び費用弁償等について必要な事項を定めるものとする。

(常勤理事の報酬等)

第2条 常勤理事の報酬等は、定款第33条第1項の規定に基づき支給する。

2 前項に定める報酬等とは、報酬、期末手当及び通勤手当とする。

3 報酬の額は、月額45万円の範囲内で、理事長が理事会の承認を得て決定する。また、期末手当及び通勤手当の額は、公益財団法人大分県産業創造機構職員給与規程（以下「給与規程」という。）の適用を受ける職員の例により算定した額とする。

4 報酬等の支給方法等については、給与規程の適用を受ける職員の例による。

(費用弁償)

第3条 評議員、役員及び会計監査人が職務のため旅行したときは、定款第16条第2項及び第33条第3項の規定に基づき、その費用を弁償するものとし、その額は大分県の職員等の旅費に関する条例に規定する9級の職務にある者相当の額とする。

2 費用の弁償方法は、大分県職員の例による。

附 則

1 この規程は、公益財団法人の設立の登記の日から施行する。

2 財団法人大分県産業創造機構役員等の報酬及び費用弁償規程（平成11年4月1日施行）は廃止する。

附 則

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。